

商品概要説明書

2022年4月1日現在

外貨普通預金

○外貨普通預金のお申込みの際は、本書面の内容をよくお読みになったうえで
お取引ください。

○本預金は円貨ベースで元本割れのリスクのある預金です。

手数料について

円を外貨にする際（預入時）および外貨を円にする際（引出時）は手数料（1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭、1豪ドルあたり2円、1人民元あたり30銭）がかかります（お預入れおよびお引出しの際は、手数料分を含んだ為替相場である当行所定のTTSレート（預入時）、TTBレート（引出時）をそれぞれ適用します）。したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の手数料（1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円、1豪ドルあたり4円、1人民元あたり60銭）がかかるため、お受取りの外貨の円換算額が当初外貨預金預入時の払込円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

為替変動リスクについて

外貨預金には為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受取りの外貨を円換算すると、お利息を含めても当初外貨預金預入時の払込円貨額を下回る（円ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

カントリーリスクについて

人民元は中国当局の管理を受けていますので、通貨管理政策の変更や市場環境の変化により、為替相場の急激な変動や市場の停止などのリスクが他の通貨に比べ相対的に高くなります。このため、預金のお取り扱いを中止する場合があります。

【商号・住所】 株式会社 岩手銀行 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

【商品の概要】

商品名	外貨普通預金	
商品概要	本預金は、元本を外国通貨建てでお預入れいただく預入期間の定めのない預金です。預入通貨に応じた普通預金利率が適用され、お利息も預入通貨で支払われます。	
預金保険	・外貨預金は預金保険の対象外です。	
クーリング・オフ	・外貨預金はクーリング・オフの対象外です。	
販売対象	・成年の個人及び法人のお客さま	
取扱通貨	・米ドル、ユーロ、豪ドル、人民元	
受付時間	・米ドル：午前10時頃から ・ユーロ・豪ドル・人民元：午前11時頃から	
預入	預入期間	・期間の定めはありません。
	預入方法	・随時お預入れできます。
	最低預入額	・1通貨単位以上
	預入単位	・補助通貨単位
払戻方法	・随時、払戻できます。	

利息	適用利率	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利。市場環境等により見直しをすることがあります。 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。
	利払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年 2 月と 8 月の利息決算日（第 2 金曜日）の翌日（土曜日）に元金に組入れます。
	計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・付利単位は 1 通貨単位とし、毎日の最終残高について 1 年 365 日で日割計算をします。
税金について	<p><個人のお客さま></p> <ul style="list-style-type: none"> ・お利息は源泉分離課税となり、20%（国税 15%、地方税 5%）の税金が差引かれます。 ・お利息は少額貯蓄非課税制度（マル優）の対象外です。 ・為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収 2,000 万円以下の給与所得者の方で、為替差益を含めた給与所得以外の所得が 20 万円以下の場合には申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。 <p><法人のお客さま></p> <ul style="list-style-type: none"> ・お利息は総合課税となります。 ・為替差益・差損も総合課税の対象となります。 <p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本取引に関わる会計・税務処理、申告手続等については、必ず事前に税務署や公認会計士、税理士等の専門家にご相談ください。 ・国税については、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日まで、国税 15%に 2.1%を乗じた復興特別所得税 0.315%が課され、15.315%（国税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。 	
手数料および適用相場	<ul style="list-style-type: none"> ・お預入れ、お引出し方法や通貨により手数料が異なるため、手数料等の上限額または計算方法をあらかじめお示しすることはできません。 ・くわしくは「外貨預金のお預入れとお引出しに関わる手数料および適用相場」をご覧ください。 	
付加できる特約条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ございません 	
当行が契約している指定紛争解決機関（金融ADR制度）	<ul style="list-style-type: none"> ・金融ADR制度とは、金融機関と利用者とのトラブルを裁判以外の方法で解決を図る制度であり、裁判に比べて、短時間、低コストで金融分野に見識のある弁護士等の中立・公正な専門家が和解案を提示し解決に努めるものです。当行は、一般社団法人全国銀行協会を利用することにより、苦情及び紛争の解決を図ります。 <p>【連絡先】 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>	
取扱店	<ul style="list-style-type: none"> ・本預金のお預入れ、お引出しは原則として全店でお取り扱いできます（インターネット専門支店「イーハトーヴ支店」を除く）。 	
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳式（本預金の口座開設にあたり、通帳を発行いたします）。 	
お問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・当行本支店または下記までお問い合わせください。 岩手銀行 市場金融部（電話019-624-8783） 	